

90	311, 300	346, 800	396, 600	
91	311, 600	347, 000	396, 900	
92	311, 800	347, 300	397, 300	
93	312, 000	347, 500	397, 800	
94	312, 300	347, 700	398, 100	
95	312, 600	348, 000	398, 600	
96	312, 800	348, 300	399, 000	
97	313, 000	348, 500	399, 600	
98	313, 300	348, 800		
99	313, 600	349, 000		
100	313, 800	349, 300		
101	314, 000	349, 500		
102	314, 300	349, 700		
103	314, 600	349, 900		
104	314, 800	350, 100		
105	315, 000	350, 500		

106	315, 200	350, 700			
107	315, 500	350, 900			
108	315, 800	351, 200			
109	316, 000	351, 500			
110	316, 300	351, 700			
111	316, 600	352, 000			
112	316, 800	352, 300			
113	317, 000	352, 500			
114	317, 200				
115	317, 400				
116	317, 700				
117	318, 000				
118	318, 300				
119	318, 500				
120	318, 700				
121	319, 000				

定年前再任用 短時間勤務職 員		223, 300	246, 800	279, 700	315, 400	328, 600
備考						
1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。						
第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。						
改		正	後		改	正 前
(通勤手当)					(通勤手当)	
第10条 略					第10条 略	
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。			2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 前項第1号に掲げる職員		支給単位期間	(1) 前項第1号に掲げる職員		支給単位期間	(通勤手当の支給

の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下この条において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務	の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下この条において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 前項第2号に掲げる職員（<u>次号に掲げる職員を除く。</u>） 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ
---	---

職員等及び短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で得た額を減じた額）<u>に通勤のために使用する人事委員会規則で定める交通用具に係る駐車場（職員がその利用に係る料金を負担することを常例とするものであって、人事委員会規則で定めるものに限る。）の利用に係る1月当たりの料金の額に相当する額（人事委員会規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。）を加えた額</u> ア～ネ 略	れ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ネ 略 (3) <u>前項第2号に掲げる職員のうち、通勤のため四輪の自動車を使用し、及び駐車場（職員の経済的負担を考慮して人事委員会規則で定めるものに限る。）の利用に係る料金を負担することとを常例とするもの</u> 前号に定める額に1月当たりの当該料金
---	---

	の額に相当する額（人事委員会規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が1,000円を超えるときは、1,000円とする。）を加えた額 (4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額 3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第4号に
--	---

<u>3</u> 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、<u>前項</u>の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。 (1) 通勤のため特別急行列車の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び<u>第5項第2</u>	定める額のほか、<u>人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支給する。</u> <u>4</u> 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、<u>前2項</u>の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。<u>ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額は、15万円から第2項の規定による額を支給単位期間の月数で除して得た額を控除した額を上限とする。</u> (1) 通勤のため特別急行列車の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び<u>第6項第2</u>
---	---

号において同じ。)を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額 (2)・(3) 略 <u>5</u> 略	号において同じ。)を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額 (2)・(3) 略 <u>4</u> 略
<u>6</u> 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。	<u>5</u> 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第3項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。

(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
6 <u>第2項に定める通勤手当の額（前項の適用がある場合にあつては、同項に定める通勤手当の額）をその支給単位期間の月数で除して得た額及び第3項（第4項において準用する場合を含む。）に定める通勤手当の額（前項の適用がある場合にあつては、同項に定める通勤手当の額）をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	7～9 略 (期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以</u>
7～9 略 (期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>	7～9 略 (期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>

上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
略	略
3～5 略	3～5 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第16条の7 略	第16条の7 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合

において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤 勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項にお いて同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合</u> においては100分の92.5、12月に支給する場合には100分の	において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤 勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項にお いて同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の96.25</u>（特定幹 部職員にあっては、<u>100分の116.25</u>）を乗じて得た額の総額を超
<u>100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては</u> 100分の112.5、12月に支給する場合には100分の120）を乗	えてはならない。
じて得た額の総額を超えてはならない。	3 ～ 5 略
3 ～ 5 略	3 ～ 5 略
（第1号会計年度任用職員の期末手当）	（第1号会計年度任用職員の期末手当）
第16条の17 略	第16条の17 略
2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6 までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中 「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の</u>	2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6 までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中 「期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額（行政職給料

表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に100分の112.05</u>を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	<u>125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6</u>を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「<u>第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。
--	--

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の18 略	(第1号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の18 略
2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合においては100分の88.9を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間	2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の96.25（特定幹部職員にあっては、100分の116.25）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の85.45を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において

て第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
(第2号会計年度任用職員の期末手当) 第16条の20 略 2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中	(第2号会計年度任用職員の期末手当) 第16条の20 略 2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中
「期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において	「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これら

「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額) に」とあるのは「期末手当基礎額に<u>100分の112.05</u>を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等)にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。 (第2号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の21 略 2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤	の職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額) に」とあるのは「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6</u>を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等)にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。 (第2号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の21 略 2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤
--	---

勤手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の96.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の116.25</u>）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の85.45</u>を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。	勤手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120</u>）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合においては100分の88.9</u>を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員
---	---

が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。		
附 則		
1 ～19 略		
20 令和13年3月31日までの間、第7条の3第2項及び第16条の11の規定は、次の表の <u>中欄</u> に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の3	略	職員（以下この項において「権衡上必要職員」という。）並びに採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に社会資本の老朽化及び激甚化する自然災害への対策等の県土強 ^{ちやう} 靱化を集中的に推進す

が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。		
附 則		
1 ～19 略		
20 令和8年3月31日までの間、第7条の3第2項及び第16条の11の規定は、次の表の <u>左欄</u> に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の3	略	職員（以下この項において「権衡上必要職員」という。）並びに採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による

るに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であって知事が別に定めるもの（以下この項において「土木等職員」という。）には 略 略 21 略	欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であって知事が別に定めるもの（以下この項において「土木等職員」という。）には 略 略 21 略
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)	
第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後 附 則 1 ～27 略	改 正 前 附 則 1 ～27 略

28 令和6年3月31日に現に在職する職員で採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に<u>社会資本の老朽化及び激甚化する自然災害への対策等の県土強化を集中的に推進するに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職</u>にあって知事が定めるもののうちその者の非違によることなく退職した者（60歳に達した日後最初の4月1日以後の職員としての引き続きいたる期間に令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間の一部又は全部を含む者に限る。）に対する次の表の左欄に掲げる規定中同表に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	28 令和6年3月31日に現に在職する職員で採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充にあって特別の事情があると認められる職にある職員であつて知事が定めるもののうちその者の非違によることなく退職した者（60歳に達した日後最初の4月1日以後の職員としての引き続きいたる期間に令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間の一部又は全部を含む者に限る。）に対する次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
略	略

（土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第5条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(手当の額) 第4条 略	2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,900円</u> とする。	(手当の額) 第4条 略	2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,600円</u> とする。		
(企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正)					
第6条 企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。					
改	正	後	改	正	前
附 則 1 略	(初任給調整手当の特例)	2 <u>令和13年3月31日</u> までの間、第5条に規定するもののほか、知事	附 則 1 略	(初任給調整手当の特例)	2 <u>令和8年3月31日</u> までの間、第5条に規定するもののほか、知事
事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員に対する					